

平成 17 年 1 月 24 日

各 位

不動産投信発行者名

日本プライムリアルティ投資法人

代表者名 執行役員 金子 博 人

(コード番号 8 9 5 5)

問合せ先

株式会社東京リアルティ・インベストメント・マネジメント

取締役財務部長 真 木 剛

TEL. 03-3516-1591

新投資口発行及び投資口売出しに係る価格等の決定に関するお知らせ

日本プライムリアルティ投資法人（以下「本投資法人」という。）は、平成 17 年 1 月 13 日開催の本投資法人役員会において決議いたしました新投資口の追加発行及び投資口の売出しに関し、本日開催の本投資法人役員会において、発行価格及び売出価格等を下記の通り決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 公募による新投資口発行の件（一般募集）

- | | |
|-------------|--|
| (1) 発行新投資口数 | 95,000 口 |
| (2) 発行価格 | 1 口当たり 272,440 円 |
| (3) 発行価格の総額 | 25,881,800,000 円 |
| (4) 発行価額 | 1 口当たり 263,177 円 |
| (5) 発行価額の総額 | 25,001,815,000 円 |
| (6) 申込期間 | 平成 17 年 1 月 25 日（火曜日）から
平成 17 年 1 月 27 日（木曜日）まで |
| (7) 払込期日 | 平成 17 年 2 月 1 日（火曜日） |

（注）引受人は発行価額で買取引受けを行い、発行価格で募集を行います。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

2．投資口売出しの件（オーバーアロットメントによる売出し）

- (1) 売出投資口数 5,000 口
- (2) 売出価格 1 口当たり 272,440 円
- (3) 売出価格の総額 1,362,200,000 円
- (4) 申込期間 平成 17 年 1 月 25 日（火曜日）から
平成 17 年 1 月 27 日（木曜日）まで
- (5) 受渡期日 平成 17 年 2 月 2 日（水曜日）

3．第三者割当による新投資口発行の件

- (1) 発行新投資口数 5,000 口（上限）
- (2) 割当先及び割当口数 みずほ証券株式会社 5,000 口
- (3) 発行価額 1 口当たり 263,177 円
- (4) 発行価額の総額 1,315,885,000 円（上限）
- (5) 申込期間 平成 17 年 3 月 1 日（火曜日）
- (6) 払込期日 平成 17 年 3 月 1 日（火曜日）

(注) 申込期間に申込のない投資口については、発行を打ち切るものとする。

<ご参考>

1．発行価格及び売出価格の算定

- (1) 算定基準日 平成 17 年 1 月 24 日（月曜日）
- (2) 算定基準日の投資口価格の終値 278,000 円
- (3) ディスカウント率 2.0%

2．オーバーアロットメントによる売出しについて

- (1) 一般募集とは別に、みずほ証券株式会社は、本投資法人の投資主である東京建物株式会社から借り入れる本投資証券（以下「借入投資証券」という。）5,000 口の売出しを行う（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）これに関連して、みずほ証券株式会社は借入投資証券の返済を目的として、5,000 口を上限に、上記 3．記載の第三者割当（以下「本第三者割当」という。）による新投資口を購入するオプション（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成 17 年 2 月 25 日（金曜日）を行使期限として本投資法人より付与される。
- (2) みずほ証券株式会社は、平成 17 年 1 月 28 日（金曜日）から平成 17 年 2 月 25

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。

日（金曜日）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）借入投資証券の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合がある。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、みずほ証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合がある。

- (3) みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた本投資証券の全部又は一部を借入投資証券の返還に充当することがある。
- (4) みずほ証券株式会社は、シンジケートカバー取引により買付けた本投資証券及び安定操作取引で買付けた本投資証券を借入投資証券の返済に充当する場合における当該口数の合計数については、グリーンシュエーションを行使しない予定である。そのため本第三者割当における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合がある。
- (5) 上記(1)から(4)の取引に関しては、みずほ証券株式会社がメリルリンチ日本証券株式会社との協議の上、これを行う。

3. 手取金の使途

今回の一般募集及び第三者割当による手取金概算額（上限 26,317,700,000 円）については、本投資法人の短期借入金の返済及び本投資法人による新たな特定資産（投信法第 2 条第 1 項における意味を有する。）の取得資金等に充当する。

以上

本資料は、兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

ご注意：この文書は、本投資法人の新投資口発行及び売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行なう際は、必ず本投資法人が発行する新投資口発行及び売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧頂いた上で投資家ご自身の判断でなさるようお願い致します。